

○甲賀市地域福祉計画審議会規則

平成 2 7 年 7 月 1 日

規則第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成 2 5 年甲賀市条例第 3 5 号）第 3 条の規定に基づき、甲賀市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生社会推進課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、

市長が招集する。

付 則（平成 3 1 年規則第 1 2 号）

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年規則第 3 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。